

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第34号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>附 則</p> <p>1～22 [略]</p> <p>23 平成13年3月31日に文部科学省の職員として在職していた者であって、独立行政法人国立青年の家法（平成11年法律第169号）附則第2条の規定により引き続いて独立行政法人国立青年の家の職員となり、かつ、引き続き独立行政法人国立青年の家の職員として在職した後引き続いて職員となったものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の独立行政法人国立青年の家の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>24 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）<u>附則別表第1</u>の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことに</p>	<p>附 則</p> <p>1～22 [略]</p> <p>23 平成13年3月31日に文部科学省の職員として在職していた者であって、<u>独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第24号）附則第12条第1号の規定による廃止前の</u>独立行政法人国立青年の家法（平成11年法律第169号）附則第2条の規定により引き続いて独立行政法人国立青年の家の職員となり、かつ、引き続き独立行政法人国立青年の家の職員として在職した後引き続いて職員となったものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の独立行政法人国立青年の家の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>24 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）<u>附則別表</u>の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより</p>

<p>より退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>25 旧機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第63条第2項</u>に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>26～28 [略]</p>	<p>退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>25 旧機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）<u>第50条の10第2項</u>に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>26～28 [略]</p>
<p>2 (適用範囲)</p> <p>第1条の2 この条例の規定による退職手当は、別に定める場合を除き、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。</u>以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）に限る。）で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第1条の2 この条例の規定による退職手当は、別に定める場合を除き、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者（地方公務員法<u>（昭和25年法律第261号）</u>第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）に限る。）で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部</p>

中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

(一般の退職手当)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受け

分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

(一般の退職手当)

第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の3の2及び附則第10項において「特定任命」という。)により職員となった後に退職した者を除く。)の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) [略]

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと

たこと又は第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第11条第1項若しくは第13条第1項の規定に基づき一般の退職手当等（一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1)～(19) [略]

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第5条の3 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

又は第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び同条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第11条第1項若しくは第13条第1項の規定に基づき一般の退職手当等（一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1)～(19) [略]

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第5条の3 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

（特定任命により職員となった後に退職した者への準用）

第5条の3の2 第5条の2（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となった後に退職した者について

準用する。この場合において、第5条の2第1項中「退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（第5条の3の2及び附則第10項において「特定任命」という。）により職員となった後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命をいう。以下この項において同じ。）により職員となった後に退職した者」と、「給料月額の変額改定（給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）」とあるのは「俸給月額の変額改定（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第5条の2第1項に規定する俸給月額の変額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命により特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなった場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同項並びに前条の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) [略]

第6条の2 第5条の2第1項（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額（第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額（同条において読み替えて準用する第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。次号において同じ。）に60を乗じて得た額

(2) [略]

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]		
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	[略]	
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
[略]		

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(退職手当の支払の差止め)

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]		
第6条の2	第5条の2第1項(第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項(
	[略]	
第6条の2第1号	次号において同じ。)	以下この号及び次号において同じ。 。)及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
[略]		

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)
)及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(退職手当の支払の差止め)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) [略]

2～4 [略]

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) [略]

2～4 [略]

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当

該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条第1項に規定する規則で定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定に基づく懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 [略]

（退職をした者の退職手当の返納）

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する規則で定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第7項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第16条において「失業手当

該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条第1項に規定する規則で定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定に基づく懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2～6 [略]

（退職をした者の退職手当の返納）

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する規則で定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第7項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第16条において「失業手当

受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第16条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 [略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第16条 [略]

2・3 [略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定に基づく処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般

受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第16条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 [略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第16条 [略]

2・3 [略]

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定に基づく処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般

の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第14条第1項の規定に基づく処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 [略]

附 則

1 [略]

2 職員に対する退職手当の臨時措置に関する条例（昭和27年岩手県条例第19号）は、廃止する。

3 昭和28年7月31日以前の退職による退職手当の支給については、なお、従前の例による。

4 昭和28年7月31日に現に在職する職員及び職員以外の地方公務員等であつて、同年8月1日以後引き続き職員となった者のうち前項の規定により職員としての在職期間に通算されないこととなる職員以外の地方公務員等としての在職期間が公立学校の教員としての在職期間であるものについては、当該教員としての在職期間は、前項の規定にかかわらず、その者の職員としての引き続きいた在職期間に通算するものとする。

5 昭和28年7月31日に現に在職する職員が、同日後第4条第1項及び第5条第1項に規定する事由以外の事由により退職した場合において、その者につき旧職員に対する退職手当の臨時措置に関する条例第3条の規定を適用して計算した退職手当の額が第3条の規定による退職手当の額よりも多

の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第14条第1項の規定に基づく処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 [略]

附 則

1 [略]

いときは、同条の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。

6 前項の場合における職員の勤続期間は、昭和28年7月31日以前における勤続期間については、附則第3項又は同項及び次項の規定により、同年8月1日以後における勤続期間については、第7条の規定による。

7 [略]

8 岩手県退隠料等条例の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

9 昭和28年7月31日以前の死亡による岩手県退隠料等条例の規定による死亡給与金の支給については、なお、従前の例による。

10 警察法（昭和29年法律第162号）施行の際、国家地方警察又は自治体警察の職員から引き続き警察職員となった者で旧警察法（昭和22年法律第196号）施行の日の翌日から警察法施行の日の前日までの間において、国家地方警察又は自治体警察の職員を退職してこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受け、引き続き国家地方警察又は自治体警察の職員となったものについては、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、第7条第5項ただし書の規定にかかわらず、その者の警察職員としての引き続きいた在職期間に通算するものとする。

11 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）施行の際教員であった者で同法施行の日から昭和25年10月1日までの間において教員を退職して退官、退職手当支給規程（昭和22年岩手県訓令甲第28号）の規定による退職手当の支給を受け、引き続き職員となったものについては、当該退職手当の計算の基礎となった在職期間は、第7条第5項ただし書の規定にかかわらず、その者の職員としての引き続きいた在職期間に通算するものとする。

12 前2項に規定する職員が退職した場合における退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割

2 [略]

合を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第3条から第5条の2まで及び第6条の規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) その者がすでに支給を受けた前2項に規定する給与の額のその計算の基礎となった給料月額に対する割合

13 職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となった者のうち、職員としての引き続いた在職期間（その者が当該在職期間中において、たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する者として在職した後、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合には、当該退職の日（当該退職を2回以上した者については、そのうちの最終の退職の日）以後の職員としての引き続いた在職期間に限る。）中において、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和43年岩手県条例第36号）の施行の日までの間に、職員又は職員以外の地方公務員として在職した後、この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職（国家公務員退職手当法施行令附則第14項に規定する特殊退職に相当する退職及び同項に規定する整理退職に相当する退職を除く。）をし、かつ、退職の日又はその翌日に、職員又は職員以外の地方公務員となったことがあるものについては、当該退職手当又はこれに相当する給与の計算の基礎となった在職期間（附則第10項又は附則第11項の規定の適用を受ける在職期間を除く。）は、第7条第5項ただし書の規定にかかわらず、その者の職員としての引き続いた在職期間に通算するものとする。

14 前項に規定する職員が退職した場合におけるその者に対する一般の退職

手当の額は、第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年岩手県条例第49号。以下「条例第49号」という。）による改正前の第7条の2第2項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする

。

(1) その者が第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、職員等の退職手当の暫定措置に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年岩手県条例第44号）附則第3項並びに条例第49号附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) その者が退職した際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となった勤続期間（当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

15 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和56年岩手県条例第30号）附則第7項に規定する職員が昭和56年度に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定を適用しないものとした場合における給料月額とする。

16 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第49号附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から

3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年岩手県条例第49号。以下「条例第

第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第16項」とする。

17 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第49号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

18 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第49号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第16項の規定の例により計算して得られる額とする。

19 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年岩手県条例第75号）の施行の日から平成19年3月31日までの間において、20年以上勤続して退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。）であって、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるもの（その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から4年を減じた年齢以上であるものを除く。）に対する第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数のうち、10年以下の年数については1年につき100分の3を、10年を超える年数については1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。

49号」という。）附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3の2まで及び附則第13項から第21項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第49号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第16項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第49号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第5条又は附則第14項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

20 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成16年岩手県条例第60号）の施行の日から平成17年3月31日までの間において、25年以上勤続して退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。）であって、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から4年を減じた年齢以上であるものに対する第5条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」とする。

21 前項の規定にかかわらず、同項の規定の適用を受ける者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から1年を減じた年齢である場合における同項の規定の適用については、同項中「100分の3」とあるのは、「100分の6」とする。

22 前3項の規定の適用を受ける者については、第5条の3の規定は、適用しない。

23 [略]

24 [略]

25 [略]

26 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 特定任命により職員となった後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定（第5条の3の2において読み替えて準用する第5条の2第1項に規定する俸給月額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

27 [略]

28 [略]

11 [略]

12 [略]

13 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第13項」とする。

14 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第14項」とする。

15 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

(1) 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年岩手県条例第38号）による改正前の定年条例（以下「旧定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員（次号に該当する職員を除く。）

(2) 定年条例第3条ただし書に規定する職員

(3) 給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員

16 一般職の職員の給与に関する条例附則第39項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）附則第41項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

17 当分の間、25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて

退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに対する第5条の3
(第5条の3の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第
6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に」とあるのは「
定年(附則第15項各号に掲げる職員以外の者(職員の定年等に関する条例
の一部を改正する条例(令和4年岩手県条例第38号)による改正前の定年
条例第3条本文の規定の適用を受けていた者であって同項第2号に掲げる
職員に該当するものを含む。)にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる
職員及び同条ただし書の規定の適用を受けていた者であって同項第2号に
掲げる職員に該当するものにあつては65歳とし、同項第3号に掲げる職員
にあつては規則で定める年齢とする。)に」と、「同項」とあるのは「第
5条第1項」と、同条の表第5条第1項の項中「定年」とあるのは「定年
(附則第15項各号に掲げる職員以外の者(職員の定年等に関する条例の一
部を改正する条例(令和4年岩手県条例第38号)による改正前の定年条例
(次条第1項、第6条及び第6条の2において「旧定年条例」という。)
第3条本文の規定の適用を受けていた者であって附則第15項第2号に掲げ
る職員に該当するものを含む。)にあつては60歳とし、同項第1号に掲げ
る職員及び同条ただし書の規定の適用を受けていた者であって同項第2号
に掲げる職員に該当するものにあつては65歳とし、同項第3号に掲げる職
員にあつては規則で定める年齢とする。)」と、同表第5条の2第1項第
1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の
項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「定年」とあるの
は「定年(附則第15項各号に掲げる職員以外の者(旧定年条例第3条本文
の規定の適用を受けていた者であって同項第2号に掲げる職員に該当す
るものを含む。)にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員及び同条た
だし書の規定の適用を受けていた者であって同項第2号に掲げる職員に該
当するものにあつては65歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては規則
で定める年齢とする。)」と、同項中「同号イ」とあるのは「第5条の2

第1項第2号イ」とする。

18 当分の間、25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの（次の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超えるものに限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3（第5条の3の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第5条の3中「から6月前」とあるのは、「の前日」とする。

<u>附則第15項各号に掲げる職員以外の者（旧定年条例第3条本文の規定の適用を受けていた者であって同項第2号に掲げる職員に該当するものを含む。）</u>	60歳
<u>附則第15項第1号に掲げる職員及び旧定年条例第3条ただし書の規定の適用を受けていた者であって同項第2号に掲げる職員に該当するもの</u>	65歳
<u>附則第15項第3号に掲げる職員</u>	規則で定める年齢

19 当分の間、第5条第1項に規定する者（25年以上勤続して退職した者にあつては、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する第5条の3（第5条の3の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第5条の3中「15年」とあるのは「10年」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同項の表の右欄に掲げる字句とする。

20 当分の間、第5条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者

に限る。) であって附則第18項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第18項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

21 当分の間、第5条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。）であって附則第18項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3（第5条の3の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

22 当分の間、職員が60歳に達した日以後最初の3月31日後にその者の非違によることなく退職した場合（定年の定めのない職を退職した場合を除く。）において、同日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第4条から第5条の2まで、第6条の2及び第6条の4並びに

附則第3項、第5項、第13項及び第14項の規定により計算した退職手当の額が、第4条から第5条の2まで、第6条の2及び第6条の4並びに附則第3項、第5項、第13項、第14項及び第16項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）第8条、第9条、第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員に対するこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第1条の2第1項の規定の適用については、同項中「もの（）」とあるのは、「もの（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）第8条、第9条、第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員を除く。）」とする。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～4 [略] 5 適用日に在職する職員（適用日にこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の2第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下であ	附 則 1～4 [略] 5 適用日に在職する職員（適用日にこの条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の2第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は附則第13項若しくは第14項の規定に該

る者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8～40 [略]

当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第3条から第5条の3まで及び附則第13項から第21項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第5条の2及び附則第16項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第14項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8～40 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

4 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年岩手県条例第61号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 1～3 [略]</p> <p>4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例<u>附則第16項</u>の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>5 [略]</p>	<p>附 則 1～3 [略]</p> <p>4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例<u>附則第3項</u>の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>5 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="168 346 302 375">附 則</p> <p data-bbox="168 392 302 421">(経過措置)</p> <p data-bbox="123 438 1108 1431">第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第16項から第18項までの規定、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年岩手県条例第49号）附則第5項から第7項までの規定並びに附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年岩手県条例第61号）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第16項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて</p>	<p data-bbox="1176 346 1310 375">附 則</p> <p data-bbox="1176 392 1310 421">(経過措置)</p> <p data-bbox="1131 438 2116 1431">第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第16項から第18項までの規定、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年岩手県条例第49号）附則第5項から第7項までの規定並びに附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年岩手県条例第61号）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第16項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて</p>

得た額が、職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第16項から第18項までの規定、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年岩手県条例第49号）附則第5項から第7項までの規定、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年岩手県条例第61号）附則第4項の規定並びに附則第4条及び第5条の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 [略]

得た額が、職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第3項から第5項までの規定、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年岩手県条例第49号）附則第5項から第7項までの規定、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年岩手県条例第61号）附則第4項の規定並びに附則第4条及び第5条の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。